平成２１年（フ）第１５４号
岐阜県大垣市開発町１丁目13番地和合団地Ｈ―203
債務者　中村　友栄
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
愛知県岡崎市洞町字西奥洞６番地１　ドリームタウンＤ―103
債務者　杉田佳津男
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５２号
和歌山県日高郡みなべ町芝224番地
債務者　田中百合子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第１４５号
宮城県石巻市門脇字青葉東36番地17
債務者　佐藤　義則
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
岩手県一関市滝沢字泥畑21番地１
債務者　石川　眞一
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１０８号
岩手県陸前高田市米崎町字松峰59番地93
債務者　菅野　英範
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第８号
岩手県久慈市夏井町夏井第１地割14番地４
債務者　島守　美香
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第５５号
岩手県九戸郡軽米町大字晴山第10地割74番地
債務者　内城　綾子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第５６号
岩手県二戸市堀野字下タ川原17番地　メゾネットエム103号
債務者　谷崎　みほ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第３３１５号
福岡市中央区長浜３丁目11番３号
破産者　福岡産業運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３１０３号
福岡市中央区天神２丁目８番41号福岡朝日会館地下１階
破産者　株式会社ケイズ・ワン
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１８６８号
横浜市栄区公田町1605番地
破産者　株式会社松永工務店
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２０４号
鳥取県米子市冨士見町２丁目164番地
破産者　有限会社グラベル
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成１９年（フ）第１２８号
宮崎県小林市大字細野1339番地１
破産者　有限会社たくみ家
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１３８号
長野県上田市生田3896番地光洋館Ｃ―15
破産者　片平　友江
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第４号
長野県上田市岡1158番地１
破産者　小出ミヱ子
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第６６号
長野県小県郡青木村大字沓掛760番地の１
破産者　丸山　真司
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第１７８５号
京都市右京区山ノ内苗町39番地８、破産手続開始決定時の住所京都市右京区西院西貝川町30番地の２　四条グランドハイツＢ―702
破産者　木下　幸三
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係